

春日井市塵芥収集車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、塵芥収集車(以下「収集車」という。)への広告掲載について、春日井市広告掲載要綱(平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告の掲載は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第3条の基準
- (2) 車両運行上の支障とならないもの
- (3) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しないもの
- (4) 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効果を妨げるおそれのないもの
- (5) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマ漫画や映像表示でないもの
- (6) 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密でないもの
- (7) その他、道路交通の安全を阻害するおそれのないもの

(広告の掲載方法、位置及び面積)

第3条 広告掲載は、ラッピング・フィルムで再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法とし、車体塗装は、いかなる場合においても行わないものとする。

2 広告掲載の位置及び面積は、架装部両側面(片側1枠 計2枠)で、1枠の大きさは1.26 m²(縦0.9m×横1.4m)以内とする。

(広告物の作成、掲載及び撤去)

第4条 掲載する広告物の作成は、広告主の負担で作成するものとする。

- 2 広告主は、広告掲載及び撤去を行おうとするときは、運行業務に支障のないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により、収集車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第5条 広告物を掲載した後に、収集車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告の販売、募集及び広告掲載の申込み)

第6条 広告の販売は、要綱第4条第1項第3号の方法により行う。

- 2 広告主の募集は、市長が収集車の運行管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、広報及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。
- 3 広告掲載を希望するものは、春日井市塵芥収集車広告掲載申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、前条第3項の申込みがあったときは、同条第2項の規定による募集期間の終了後、広告内容を審査し、広告掲載を決定した者に対しては、春日井市塵芥収集車広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載をしない決定をした者に対しては、春日井市塵芥収集車広告非掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の広告掲載に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料等)

第8条 広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、1台、月額8千円(2枠)とし、契約の締結後、市長が指定する期日までに、納入通知書により一括納付するものとする。

(広告掲載の期間)

第9条 広告掲載の期間は3月を単位とし1年以内とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、春日井市塵芥収集車広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき
 - (2) 広告掲載の施工が市長の指定する期日までになされないとき
 - (3) 広告物の内容等の変更に広告主が応じないとき
 - (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき
 - (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき
- 2 広告主は、広告掲載の取り消しがされた場合、広告掲載を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は、還付する。

還付する額は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲載の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

(掲載を承認しない広告)

第12条 次の各号に掲げるものは、収集車への広告掲載を承認しないこととする。

- (1) 一般廃棄物処理業者
- (2) その他の廃棄物処理業者

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年12月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成19年3月31日までの間に限り、第1号様式中「(あて先)春日井市長」とあるのは、「春日井市長 様」とする。

附 則

この要領は、平成20年2月20日から施行する。